求職活動申立書

|  |  |
| --- | --- |
| 前職退職日 | 平成　令和　　　　年　　　月　　　日退職 |
| 求職活動  開始時期 | 平成　令和　　　年　　　月　　　日から開始 |
| 求職活動状況  （複数回答可） | * ハローワークに通っている。 * 自分で探している。（インターネット活用等） * 既に面接を受けている。 * その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　私の求職活動は，上記のとおり相違ないことを申し立ていたします。

　　令和　　　年　　　月　　　日

申立者住所

児童との続柄

氏名　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）

電話

児童名

**●記載上の注意等について**

　　本申立書は，求職活動を行っているまたは求職活動を行う予定にある保護者が対象となります。

求職活動中であることが確認できる「ハローワークカード」等の写しを添付してください。

就労決定後は速やかに「就労（内定）証明書」および「認定変更（変更・取消）申請書」を提出してください。書類の提出により，支給認定等の審査を行いますが，事実と異なる申し立てがあった場合には，支給認定等を取消されることがありますので，ご注意ください。

なお，実態を調査するため別途書類の提出の依頼や電話等にて調査することがありますので，あらかじめご了承ください。

**●求職活動により保育を利用するときの注意事項について**

　本申立書の有効期間は，求職活動の事由により支給認定が効力を生じた日から起算して９０日を経過した日が属する月の末日までの期間となります。

　期間内に就労できなかった場合，再度，求職活動により保育の利用を希望するときは，新たに保育の利用の手続きが必要となりますので，「施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定申請書」と「求職活動申立書」および求職活動の実態が確認できる書類を添付し提出してください。

　　なお，求職活動の実態が確認できない場合は，求職活動による支給認定等ができないこともありますので，ご了承ください。

　　また，求職活動により，再度，保育の利用を申請する際は，新たに利用調整を行いますので，他に優先度が高い保護者がいる場合は，同じ施設を継続して利用できないことがありますので，あらかじめご了承ください。